

弊社と東部ガスでんきをご契約のお客さまへ

平成 30 年 3 月
東部ガス株式会社

電気需給約款等の内容の一部変更のお知らせ

拝啓 日ごろは東部ガスでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、弊社は、お客さまとのご契約内容の一部を変更させていただき、平成 30 年 4 月 1 日より実施することといたしました。これに伴い、電気事業法にもとづき、東部ガスでんきをご契約のお客さまに変更の内容をお知らせいたします。

なお、平成 30 年 4 月の電気の計量日より、ご契約の電気料金メニューの適用期間が更新となります。ご契約の更新に伴い、特段のお手続きはご不要でございます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【対象となるご契約】

電気需給約款、電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 1）、電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 2）、電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 3）、付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

【主な変更点】

お客さまとのご契約内容の主な変更内容は以下の通りとなります。なお、電気料金単価の変更はございません。

- ①用語の統一及びわかりやすい表現に変更いたしました。
- ②電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 1） 6（3）の最低月額料金を廃止いたしました。
※最低月額料金とは、基本料金と電力量料金の合計が 5 4 0 円（税込）を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、5 4 0 円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする定めをいいます。
- ③電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 1） 6（3）に基本料金と電力量料金等の合計が 0 円を下回る場合の特例を追加いたしました。
※基本料金と電力量料金の合計が 0 円を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとする定めをいいます。
- ④電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 1） 8（2）、（東部ガスでんき 2） 9（2）、（東部ガスでんき 3） 9（2）に電気料金メニューを変更する際の条件を追加いたしました。
※やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューを変更できないとする定めをいいます。

【ご契約の電気料金メニューの適用期間の更新】

東部ガスでんきをご契約のお客さまは、平成 30 年 4 月の計量日の前日をもちまして、契約期間が満了となります。特段のお申し出がない限り、平成 30 年 4 月の計量日から、平成 31 年 4 月の計量日の前日まで、契約期間が継続します。

なお、ご契約の更新に伴い、特段のお手続きはご不要でございます。

東部ガス株式会社は、東京ガス株式会社（小売電気事業者登録番号A0064）と取次委託契約を締結し、東京ガスが供給する電気を販売いたします。